万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン

有識者ワーキンググループ　設置要綱

（設置の目的）

第１条　万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョンを策定するにあたり、万博後の大阪の将来像等について専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン有識者ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　ワーキンググループは、大阪・関西万博のテーマである、「いのち輝く未来社会のデザイン」の考え方を踏まえ、万博後の大阪のあるべき将来像や将来像の実現に向けた施策の方向性等について意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　ワーキンググループは、知事が委嘱する委員をもって構成する。

（座長）

第４条　ワーキンググループの円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。

２　座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　ワーキンググループは、大阪府が招集する。

２　大阪府は、必要に応じて第３条に規定する者以外の者に対して出席を求めることがで

きる。

３　会議は、原則として公開する。

（謝礼及び費用弁償）

第６条　第３条に規定する委員及び第５条第２項に規定する者（以下「委員等」という）の謝礼の額は、日額9,800円とする。

２　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（開催期間）

第７条　ワーキンググループは、第１条の目的を達成するまでの間、開催する。

（庶務）

第８条　ワーキンググループの庶務は、大阪府政策企画部企画室計画課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月３日から施行する。